

総行行第 240 号
国土入企第 17 号
平成 26 年 10 月 22 日

各都道府県総務部長・土木部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各指定都市総務局長 殿
各指定都市議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための
基本的な方針の一部変更について（通知）

公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な
方針（以下「基本方針」という。）は、平成 26 年 9 月 30 日に閣議決定によ
り一部変更されたところです。（別添の関係資料を参照）

この基本方針は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律
第 18 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、国、特殊法人
等及び地方公共団体の全ての公共工事の発注者が講ずべき措置その他の施策を
明らかにしたものです。

基本方針に定める措置については、法第 9 条第 3 項の規定に基づき、地方公
共団体の自主性に配慮して定められたものであり、地方公共団体の長は、法第
10 条の規定により、基本方針に定めるところに従い、公共工事の品質確保の
促進を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされていま
す。

つきましては、貴職におかれても、法及び基本方針の趣旨を十分御理解いた
だき、公共工事の品質確保の促進について、適切に対応されるようお願いしま
す。

なお、各都道府県総務部長におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市
町村長及び市町村議会議長に対しても、この旨を周知されるようお願いしま
す。